

# 森林の立木を伐採するときは届け出が必要です

- ① 立木を伐採するときは、事前に伐採と伐採後の造林の届出書
  - ② 伐採が完了したときは、報告書
  - ③ 造林が完了したときは、報告書
- を提出することが森林法で義務づけられています。

## 届出や報告の提出は何故必要なの？

森林を適切に管理して、森林の土砂流出防止などの機能を持続的に発揮させるためです。

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出書
- ② 伐採に係る森林の状況報告書
- ③ 伐採後の造林に係る森林の状況報告書

は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に沿って適切に行われ、森林の土砂流出防止機能などの多様な機能を持続的に発揮させることを目的に提出していただくものです。

- ※間伐する場合には、上記②③の提出は不要です。
- ※伐採後に森林以外に転用する場合には、上記③の提出は不要です。

## 誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を購入した者などです。

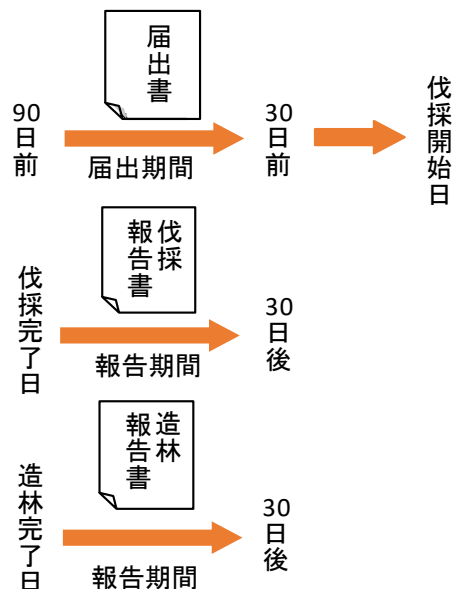
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出する必要があります。

例えば、以下のとおりです。

- ◆自分で、あるいは他者に作業を請け負わせて伐採・造林する場合 ⇒ 森林所有者
  - ◆伐採業者などが森林所有者から立木を購入して伐採する場合 ⇒ 森林所有者と立木購入者（共同）
- ※上記の場合、伐採計画書：立木購入者、造林計画書：森林所有者となります。

## 提出のタイミングは？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：  
伐採を始める90日から30日前まで
- ② 伐採に係る森林の状況報告：  
伐採を完了した日から30日以内
- ③ 伐採後の造林に係る森林の状況報告：  
造林を完了した日から30日以内



## 提出先は？

伐採・造林する森林が所在する市町村です。

## 届出の対象は？

森林法第5条に基づく地域森林計画対象民有林です。該当しているかどうかは合志市農政課又は県庁森林整備課、県広域本部・地域振興局林務課でご確認ください。

## 提出しないとどうなるの？

伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条）

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金（森林法第210条）が課される場合があります。